

インフルエンザワクチン 予防接種費用助成について

10月1日から対象の年齢の方に対し、定期・任意予防接種料金の一部助成を行います。「助成内容(対象者・助成金額)」と、接種開始時期は、「市内各医療機関」で異なりますので、ご注意ください。
※ご予約は各医療機関へ直接お願いいたします。

◎ 定期接種

市内に住民票を有し、

- ① 接種日に満 65 歳以上の方
- ② 接種日に満 60 歳～ 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器免疫の機能障害のある方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害のある方

■ 助成期間

10月1日(日)～令和6年1月31日(水)

■ 助成額

1回接種 2,000円

※医療機関では、助成額を差し引いた額をお支払いください。

■ 持参するもの

身分証明書
(健康保険証・マイナンバーカード・運転免許証等)

◎ 市内医療機関の接種開始日

接種開始日	医療機関名 (50音順)
10月1日(日)～	桑波田診療所
	相良整形外科
	東内科小児科クリニック
	ふくまる皮フ科クリニック
11月1日(水)～	よとみクリニック
	池田温泉クリニック
	垂水中央病院

◎ 任意接種

市内に住民票を有し、

接種日に生後6か月～20歳未満の方

■ 助成期間

10月1日(日)～令和6年1月31日(水)

■ 助成額

- ① 生後6か月～13歳未満
2回接種 4,000円(1回2,000円)
- ② 13歳以上～20歳未満
1回接種 2,000円

※医療機関では、助成額を差し引いた額をお支払いください。

■ 持参するもの

身分証明書
(健康保険証・マイナンバーカード・運転免許証・子ども医療費助成金受給資格者証等)
※13歳未満の方は保護者の方が母子健康手帳をご持参ください。

※受診可能な市外医療機関は、県医師会ホームページからご確認いただけます。



県医師会
HPはこちら



問 保健課健康増進・元気プロジェクト係 ☎ 内線 138・164

新通り会の名称

中央地区の本町通り会と南本町通り会が、令和6年4月に合併します。そこで、新名称を募集いたしますので、多くの方の応募をお待ちしております。また、採用された方には、記念品を贈呈いたします。
■ 応募方法 はがき、FAX、メール ※新名称・住所・氏名・連絡先を記載し、いずれかの方法で応募してください。
■ 募集期限 10月25日(水)
※詳しくは、垂水市商工会のホームページをご確認ください。



▲詳しくは
HPから

◎ 応募・問い合わせ先

垂水市商工会
〒891-2125
垂水市旭町32-2
☎ 0994-32-0225
FAX 0994-32-0295



▲メール

お知らせ

合併処理浄化槽設置補助金及び法定検査

○ 小型合併処理浄化槽設置補助金
生活排水は海や川を汚す大きな原因です。合併浄化槽を設置して、綺麗な水で美しく豊かな自然環境を守りましょう。

■ 補助額

5人槽 33万2千円
7人槽 41万4千円
10人槽 54万8千円

※既存の単独処理浄化槽および汲取り便槽から小型合併処理浄化槽へ転換される場合には、前述の金額に9万円上乗せされます。
※市内業者による設置を行う場合には、さらに5万円上乗せされます。
※宅内配管工事についても、15万円(限度額)が上乗せされます。
※新築等に対する補助金は令和元年度をもって終了しました。

○ 浄化槽の法定検査受検

浄化槽法では浄化槽の設置が適正に行われているか、また、綺麗な水が排水されているかを確認する法定検査が義務付けられています。法定検査は定期的になす受検しましょう。

※保守点検業者が行う保守点検とは異なります。

■ 検査方法

- ① 検査者(知事指定の検査機関)
(公財) 鹿児島県環境保全協会
- ② 事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、検査と浄化槽の放流水を持ち帰って水質検査を行います。

◎ 問い合わせ先

生活環境課 ☎ 32-1297
鹿児島県環境保全協会
☎ 099-296-9000

ハロウィンジャンボ宝くじ発売!

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

■ 販売種別

- ハロウィンジャンボ宝くじ
1等 3億円×12本
前後賞各 1億円×24本
※当選本数は、販売総額360億円、12ユニットの場合
- ハロウィンジャンボミニ
1等 3千万円×50本
前後賞各 1千万円×100本
※当選本数は、販売総額150億円、5ユニットの場合

■ 販売期間 10月20日(金)まで

※インターネット購入できません。

■ 抽選日 10月27日(金)

◎ 問い合わせ先

鹿児島県市町村振興協会
☎ 099-206-1001

相続登記の申請が義務化されます

不動産の所有者が死亡した場合に登記名義を変更するためには、法務局への相続登記の申請が必要です。相続登記しないと、様々な問題が生じます。
令和6年4月1日から、この相続登記が義務化され、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

※詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。

◎ 問い合わせ先

鹿児島地方法務局鹿屋支局
☎ 0994-43-6790



▲詳しくは
HPから